

第13回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）

議事録

1. 日時： 令和5年3月14日（火）
2. 場所： オンライン会議（Webex Events）
3. 出席者

（座長） 石井 実

（委員） 荒谷 邦雄 小野 展嗣

五箇 公一 平井 規央

森本 信生 吉富 博之

（環境省） 大林外来生物対策室室長

水崎外来生物対策室室長補佐（総括）

高瀬外来生物対策室室長補佐

成田外来生物対策室係長

（農林水産省） 古林大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐

湊谷大臣官房みどりの食料システム戦略グループ係員

（林野庁） 河合森林整備部研究指導課森林保護対策室室長

笠井森林整備部研究指導課森林保護対策室課長補佐

茂野森林整備部研究指導課森林保護対策室防除技術専門官

森森林整備部森林利用課森林環境保全班森林生物多様性専門官

4. 議事

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより第13回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）を開催いたします。

進行を務めます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の大林室長より御挨拶申し上げます。

【環境省 大林外来生物対策室長】 環境省外来生物対策室長の大林でございます。本日は、年度末のお忙しい中、また、今回この2種を指定するに当たって1回会議日程をキャンセルさせていただきまして、また再設定させていただきましてありがとうございます。

本日に関しましては委員全員に御出席いただいているところでございます。

今回、先ほど言いましたようにカミキリムシ類2種につきまして、科学的な観点から特定外来生物に選定するかどうかの検討をお願いしたいと思います。

この2種ですけれども、特にツヤハダゴマダラカミキリに関しましては、今、急速に全国に広がっているところで、現状だと10県に広がっているというところですし、あと、サビイロクワカミキリに関しましても、今、福島県の中でどんどん広がっているという状況で、これも看過すると大変なことになるということで、特定外来生物に早く指定したいと考えているところでございます。

今日の検討会につきまして、その2種の指定につきまして、科学的な見地から様々な御助言をいただいて、最終的にこの昆虫類等陸生節足動物グループとして、これを特定外来生物として指定を推奨することについて結論をおまとめいただければと思います。

本日、ツヤハダゴマダラカミキリの森林への影響を懸念されて、林野庁から河合室長も出席されております。対策には農林水産省、環境省の連携が重要であると思っています。

本日はよろしくお願いたします。

【事務局】 大林室長、ありがとうございました。

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。

委員名簿の順に委員の皆様を読み上げさせていただきます。

まず、九州大学大学院教授の荒谷委員です。

【荒谷委員】 よろしくお願いたします。

【事務局】 続きまして、大阪府立大学名誉教授、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井実委員です。

【石井委員】 石井です。よろしくお願いたします。

【事務局】 続きまして、国立科学博物館動物研究部名誉研究員の小野委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いたします。

【事務局】 国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価・対策研究室室長の五箇委員です。

【五箇委員】 五箇です。よろしくお願いたします。

【事務局】 大阪公立大学大学院教授の平井委員です。

【平井委員】 平井です。よろしくお願いたします。

【事務局】 元国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構上級研究員の森本委員

です。

【森本委員】 森本です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 愛媛大学ミュージアム准教授の吉富委員です。

【吉富委員】 吉富です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 以上、本日は7名の委員の方全員に御出席いただいております。

また、石井委員には座長をお務めいただいております。

そのほか、環境省、農林水産省、林野庁、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ会議形式で開催させていただきます。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には資料一覧のとおり、資料1から3と、参考資料1から4をそれぞれPDFファイルにて配付させていただきますので、御確認ください。会議中は資料を画面共有させていただきます。

なお、本日の会議は公開形式での開催となっておりますので、事前に傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録、議事概要につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。

また、傍聴者の皆様におかれましては、本会議の録画、録音は御遠慮いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

【石井座長】 承知いたしました。それでは、今回も進行役を務めさせていただきます。活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。議事(1)今回指定の考え方についてということで、環境省から御説明をお願いします。

【環境省 外来生物対策室高瀬室長補佐】 環境省の高瀬です。よろしくお願いいたします。資料1に沿って御説明させていただきます。画面共有を自然研さん、お願いいたします。

今回の特定外来生物指定の位置づけについて御説明いたします。

平成27年3月に生態系被害防止外来種リストというのを公表しておりまして、これを受

けて、外来生物法に基づく特定外来生物として、平成27年度から令和2年度にかけて計54種類の指定を行ってまいりました。一方で、引き続き指定を検討すべき種が出てきていることを確認しておりまして、リストには掲載されていないものの、ハヤトゲフシアリやクビアカツヤカミキリの指定をしてまいりました。

今回、生態系等への被害や人為的な拡散による分布拡大等が懸念されているということで、以下の2種を特定外来生物に選定する候補とさせていただいております。1種がツヤハダゴマダラカミキリ、もう1種がサビイロクワカミキリでございます。

今後のスケジュールについて御説明いたします。本日、令和5年3月14日に専門家グループ会合を開催させていただきまして、その後、このグループ会合の結果も踏まえまして、専門家全体会合を開催したいと考えております。その後の流れですけれども、SPS通報、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。これは、特定外来生物に選定するとき毎回実施しておりますけれども、SPS通報については、特定外来生物に指定しますと輸入の規制がかかるというところで、関係国の輸入に影響し得る可能性を考慮して、関係国から意見を述べる機会を設けるという手続になっております。SPS通報、パブリックコメントを実施した上で、スムーズにいけば令和5年秋頃にこの2種について特定外来生物にしたいと考えてございます。

資料1の御説明は以上でございます。

進行を座長にお返しいたしたいと思います。

【石井座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明ですけれども、委員の皆様から御意見、御質問等あったらお願いいたします。

この部分は大丈夫でしょうか。特にないようですね。ありがとうございました。

では、ここの部分は特に御質問、御意見等ないということで、次に進ませていただきますと思います。

それでは、議事の(2)でございます。特定外来生物の選定についてということで、御説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省の高瀬より御説明いたします。資料2に沿って御説明させていただきます。こちらが今回特定外来生物の選定候補としております2種の基礎情報を取りまとめた資料になります。

先に、ツヤハダゴマダラカミキリの内容から御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。こちらは生態系被害防止外来種リストには掲載していない種でございます。

原産地は中国と朝鮮半島北部ということでございます。

定着の実績については、令和5年3月現在、国内では宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、富山、長野、愛知、兵庫、山口県において発生が確認されているというような状況でございます。長野県については、ごく最近発生が確認されているというような報告を受けているところです。

次の評価の理由を御覧いただければと思います。こちらが今回のこの外来カミキリの特定外来生物の選定の直接的な理由とも言える部分でございます、重要であることから細かく読み上げて御説明させていただきます。

評価の理由です。日本国内において、既にアキニレ等の街路樹、それから植栽木への加害が確認されている。本種は樹体の上部から食害するというので、落枝による人的被害を誘発しやすいということが言われています。それから、定着域では、通常の点検のみでは被害木の発見が遅れるなど樹木管理が困難であるというふうに考えております。また、本種の寄主植物のうちリンゴ属、ナシ属及びバラ属等は、農産物として全国的に栽培されていて、食害等による農林水産業への被害のおそれがあると考えております。

続いて生態系被害の御説明ですけれども、在来のゴマダラカミキリとの繁殖干渉の可能性が実験によって示されていて、それで、森林域に定着侵入した場合には、在来カミキリムシ類との食樹の競合ですとか、食害による樹木の枯損により植生や森林生態系への影響が懸念されると。この種については、国際自然保護連合が発表した世界の侵略的外来種ワースト100にも選ばれているなど、定着した場合の被害の大きさが世界的に知られているというような種でございます。後ほどこの評価の理由も踏まえて御議論いただければと思っております。

後には、ここの評価の理由に関連する情報として、生態系に係る被害ですとか、農林水産業、身体、社会基盤に係る被害に係る情報を記載しております。

3 ページ目には、特徴ですとか近縁種、類似種に関する情報も記載しております、参考文献についてもリストに掲載しているところがございます。

ツヤハダゴマダラカミキリについての説明は以上とさせていただきます。

続いて、サビイロクワカミキリについて御説明いたします。

こちらにも生態系被害防止外来種リストには掲載されていない種でございます。原産地

は、インド、ミャンマー、カンボジア、タイ、ベトナム、ラオス、中国、朝鮮半島などというところでございます。

国内では、福島県の各市町村で確認されているというようなところでございます。

評価の理由について御説明いたします。

日本国内においては、既に街路樹や市街地等に植栽されているイヌエンジュ、エンジュへ加害し、枯損する事例が確認されています。街路樹等の植栽樹が加害されることで、景観への悪影響等の被害を引き起こすほか、市街地など公共の場においては被害木の枯損や落枝等による二次的な人的被害が発生する危険性もございます。本種は、中国ではエンジュの深刻な害虫として同国の国内森林植物検疫対象に指定されておりまして、日本国内においても市街地の街路樹や公園だけでなく、森林域に侵入定着した場合には、植生や森林生態系への悪影響が懸念されてございます。

以降の資料のつくりについては、先ほどのツヤハダゴマダラカミキリと同様でございませけれども、この評価の理由にも、少し御説明した生態系に係る被害に係る情報、それから9ページ目には近縁種、類似種に関する情報、その他論文について掲載させていただいております。

資料2の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3について御説明させていただきます。

こちらは、今回変更した点については下線を引いてございます。この種類名証明書添付生物について簡単に御説明させていただきますと、外来生物法では、特定外来生物ですとか、それによく似た生物を種類名証明書の添付が必要な生物として指定しておりまして、その生物を輸入する際は、輸入しようとする生物の種類名と数量が記載された種類名証明書を税関で提出する必要があります。今回新たに特定外来生物に指定しようとしている外来カミキリ2種についても、この種類名証明書添付が必要な生物というものに位置づけたいというふうに考えてございます。

資料3の御説明は以上です。進行を座長にお返ししたいと思います。

【石井座長】 それでは続きまして、林野庁のほうから御説明をお願いします。

【林野庁 笠井森林保護対策室課長補佐】 林野庁の笠井と申します。本日はよろしくお願いたします。

林野庁のほうから、参考資料の3と4について御説明させていただきます。

まず、参考資料3のほうですけれども、こちらは農林水産省の事業で森林総合研究所さ

んに作っていただいたクビアカツヤカミキリのリーフレットになります。こちらはA3で印刷していただくと、表は6つに折るとかなりコンパクトなリーフレットになって、裏面に行くとA3サイズのポスターとして利用が可能となっております。

参考資料4のほうですけれども、こちらは今回の生態の評価書を作成するにあたり、森林総合研究所さんに委託をして作っていただきましたツヤハダゴマダラカミキリのリーフレットになります。つくりのほうは同じように、表が6枚折りになってございまして、裏面が1枚でポスターとして御活用できるようにしてあります。先ほどの参考資料3のリーフレットとともにどちらも森林総合研究所のホームページから入手できますので、御活用いただければと思います。

また、参考資料4のツヤハダゴマダラカミキリのリーフレットについては、林野庁のホームページでもダウンロードできるように掲載していますので、ぜひとも注意喚起とかの際には御活用いただきたいと思います。

林野庁からは以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。

資料の2と3を環境省の高瀬補佐、それから林野庁のほうからはチラシですね。参考資料の3と4ですけれども、笠井補佐から御説明いただきました。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。主に資料2と3を使うことになるかなと思いますけれども、委員の皆様から御議論をお願いしたいと思います。御意見、御質問あったら挙手をお願いします。

それでは荒谷委員、お願いします。

【荒谷委員】 すごく単純な話、種名添付のところで、ツヤハダゴマダラだけが何か農林水産業に対する被害が入っているんですけれども、そのほかクビアカもですけれども、生態系被害だけになっているのは、何かこれは基準があるんですかね。

【石井座長】 今日は一問一答でいきたいと思います。

それでは事務局のほう、環境省あるいは林野庁、御説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省の高瀬です。御指摘の点については農林水産省のほうから御説明いただければと思います。すみません、あと、今御指摘いただいた資料3について1点補足がございまして、今画面を御覧いただいていると思うんですけれども、クビアカツヤカミキリについて「(クロジャコウカミキリ)」というのが特定外来生物の列と種類名証明書添付の列に書いてあるんですけれども、すみません、これは以前クビアカツヤカミキリを指

定する際に、五箇先生から、その根拠論文に基づいた表現ではないというような御指摘をいただいていたので、本来ここで書くべきではなかったんですけれども、すみません、ちょっと資料が適切ではなくて申しわけありません。正しくはこの「(クロジャコウカミキリ)」という記述を削除するのが本来正しい資料でございました。訂正しておわびしたいと思います。※会議終了後、資料を修正

生態系、農林水産業に係る被害が書かれている欄へのご指摘については、農林水産省のほうから御説明をお願いできればと思います。

【石井座長】 林野庁のほう、いかがでしょう。

【笠井補佐】 林野庁の笠井です。こちら、ツヤハダゴマダラカミキリにつきましては、寄主植物の範囲が非常に広く、国外で被害を受けている数多くの樹種が日本国内の森林にも自生しており、林業、森林への被害というものがかなり懸念されるということで、森林・林業への被害が想定されることから、ツヤハダゴマダラカミキリについては農林水産業の被害ということで記載していただいた経緯がございます。

以上です。

【石井座長】 荒谷委員、よろしいでしょうか。

【荒谷委員】 これは、だって果樹への被害とか何かはもう既にあるわけですから、クビアカツヤなんかは特に。それで農林水産業が入っていないというのはちょっと違和感を逆に感じるんですけれども、いかがでしょう。

【石井座長】 これは難しいな、クビアカのほうは今議論していないんですけれども。

【荒谷委員】 すみません、少なくとも、でもサビイロクワカミキリのほうも農林水産業の被害が予想されるという表現があるわけですから、これは予防原則で言えば入れておいてもいいんじゃないかと個人的には思うんですが。

【石井座長】 笠井補佐、いかがでしょうか。

【笠井補佐】 すみません、こちらについては私のほうでお答えできる立場にないので、農林水産省のほうにお願いします。

【石井座長】 では、農水省のほうからお答えがあればお願いします。

【農林水産省 古林みどりの食料システム戦略グループ課長補佐】 失礼いたします。農林水産省みどりの食料システム戦略グループの古林と申します。

今御質問ありましたクビアカツヤカミキリの共管についてですけれども、外来法の基本方針で、他法令上の措置によって外来法と同等程度の規制がなされていると認められる外来

生物については、外来生物の選定対象としないといった規定がございまして、農業に関する防除の点では、植物防疫法上でこれらの害虫を対象としております。そのため、クビアカツヤカミキリを指定したときも、農業被害の防止を図る点では植物防疫法で対応しているということで、生態系に関わる被害を被害の対象としているといった形になっております。

一方、今回のツヤハダゴマダラカミキリですけれども、こちらは林業被害が非常に懸念されるといったことから、今回農林水産業に関わる被害といったことでも農林水産省と共管とさせていただきたいと考えております。

【石井座長】 ありがとうございます。荒谷委員、よろしいでしょうか。

【荒谷委員】 あんまり議論の本筋ではないかもしれないですけれども、こういうのは一般の方とかが目にして、ああ、こういう被害があるんだという理解を図るものじゃないかと思うので、行政の縦割りの範囲の話ではなくて、一般的に果樹とか何かをやるのだったら、それはやっぱり農林水産業に関わる被害もあるというふうを考えるべきで、そのあたりいかがでしょうか、ほかの委員の方の意見も伺いたいですけれども。

【石井座長】 これは難しいところですが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうかね。今のことに関してだけでいきたいと思います。

小野委員、よろしいですか。

【小野委員】 荒谷先生の意見に賛成です。先手を打つということが大事ではないかと思えます。

【石井座長】 ここの部分の書き方ですが、今のお話だと植防法に係るところとはここの欄には記載していない、古林さんの御説明はそういうことになりますよね。一方、ツヤハダに関しては林業被害ということでここに加えられている、こういう理解でよろしいですか。

【古林補佐】 すみません、もう一度御質問をお願いしてもよろしいでしょうか。

【石井座長】 ユーザー側の観点から言うと、生態系に関わる被害だけでなく、クビアカツヤカミキリについてもサビイロクワカミキリについても、同じように農林水産業に関わる被害というのを加えたほうがいいのじゃないかという議論をしているわけですが、古林さんの先ほどの御説明だと、植防法で対応しているものに関してはここには書いていないと。そして、ツヤハダに関しては林業被害ということなのであえてここに書いてあるというふうな説明だった、こういう認識でよろしいですか。

【古林補佐】 はい、そのとおりです。農業被害もあるじゃないかという御意見、本当にまさしくとは思いますが、法律上の規定として、1つのものに二重で規制をかけるということが適切ではないといった形になっておりまして。ただ、そうは申しましても、御指摘のとおりクビアカも果樹等農業被害があるものですから、そこはきちんと農林水産省としても取り組んでおります。

【石井座長】 対応はしているけれども、ここの欄には書かないと、そういうことになるわけですね。

森本委員、この観点ですか。

【森本委員】 森本です。この法律に関しては植物防疫法と、それから森林に関しては森林病虫害等防除法というのがありますけれども、それから外来法で、それぞれやれることとやれないことが結構あると思うんです。農林水産大臣は植物防疫法ですと緊急防除とか森林病虫害等防除法では協力要請とか、そういう結構強権的なことというかできるんですけれども、それよりは外来法でいくほうが適切だというふうに判断したのだらうと思うんですが、その辺の説明を。同じことを伺っているんだと思うんですけれども、お願いします。

【石井座長】 古林さん、よろしいですか。

【古林補佐】 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりでして、森林病虫害等防除法については、防除を行う場合の規定ということで十分な規制を持っていないことから、今回は外来法で対象としていきたいと思っているところです。林野庁の笠井さん、もし補足があればお願いいたします。

【石井座長】 笠井さん、お願いします。

【笠井補佐】 林野庁、笠井です。今、古林さんがおっしゃったとおり、林野庁所管の森林病虫害等防除法は、林業被害の防止等の防除しか規定がなく、検疫ですとか、そのところが欠けているので、そこを補っていただくために外来法のほうで縛っていただきたいと考えているところです。

よろしかったでしょうか。

【石井座長】 はい、ありがとうございます。

ここのところはどうも平行線になってしまいそうなんですけれども、この欄の扱いですね。改めて高瀬補佐のほうから御説明いただけないでしょうか。「被害の概要」という欄が、今のような法律との関係で書いているということなんですけれども、いかがでしょ

う。

【高瀬補佐】 ありがとうございます。まず、この資料3については、何かにこういった形で書きなさいというような規定がある、ルール上こういった表現をしているというよりも、その資料2で記載している内容の要約的に被害の概要を記載しているところです。共管に関しては、農水省さん、林野庁さんから御説明あったとおりで、現実には農業被害があるかどうかというところは1つあるとして、この外来法上、その被害を位置づけるというか整理するというかという点においては、このクビアカツヤカミキリを指定する時点で、植防法で対応しているものについては植防法のほうで対応するというような整理をされていて、そのときにも被害の概要という欄は生態系に関わる被害ということのみを記載していたと承知しています。

今回は、そのときの整理を踏まえて、ツヤハダ、サビイロ2種について記載をしているところで、ツヤハダについては先ほど林野庁さん、農水省さんから説明あったとおりで、農林水産業のうち林業の部分については植防法では対応できないという中で、現実には被害があるかどうかというのは置いておいて、外来法上その被害を認識するというか整理するというようなところでここには記載させていただいているというようなところかと思えます。

ただ、先ほど荒谷先生からも御指摘ありましたけれども、一般の方が見るという資料である点を踏まえて、私の理解は理解としてあるんですけども、一般の方が見るときに何らかの補足説明をすべきかどうかという点は、もしかしたら工夫の余地はあるのかもしれないというのは感じたところで、ちょっとそこはまたこの資料をホームページ等に掲載する段階にあっては、工夫ができるかどうかというのは考えてみたいなと思いました。

すみません、補足です。

【石井座長】 ありがとうございます。多分、ほかの委員の皆さんも同じような思いなのではないかなと思います。ユーザーが見る表というふうな理解をすると、その裏で農水と環境省の側の共管についての考え方があるにしても、農林水産業に関わる被害という文字というのは書いておいたほうがいいのではないかなということなんですけれども。

勝手に座長が言っていますけれども、これについて委員の皆さんはいかがですかね。特に反対の意見があったらお聞きしておきたいですけれども。

【大林室長】 外来室長の大林です。

これは、実はそれほど一般のユーザーが余り見られる表ではありません。ただ、一番大

事なのは、それぞれの被害があるということを普及啓発することだと思っています。今、農水省さんと林野庁さんからもお話があったように、それぞれの法律でできること、対策をしていくということですし、それぞれの法律でちゃんと協力して普及啓発していくことが大事だと思いますので、まずはその点を我々のほうで頑張るのかなとは思っています。

【石井座長】 だから、取りあえず大林室長としては、この書きぶりは変えずということですか。

【大林室長】 基本的にはこの表は今回は変えずということではいかせていただければと思っています。

【石井座長】 とりあえず、でも、もちろん片方は環境省だけ、片方は農水省だけということではないということですね、実質的には。

【大林室長】 先ほど農水省の古林さんからもお言葉をいただきましたが、協力してやっていく種だというふうに認識、特にクビアカツヤカミキリに関してもそうですし、あと、ツヤハダに関してもそうだと思います。サビイロも、今後もちろんと考えていけないと思っていますので、注視しておくべき種だというふうには思っています。

【石井座長】 ありがとうございます。いきなり表の部分から入ってしまっているんですけども、今のことに関して、座長の仕切りとしては、今の室長の御意見もありますので、この表はこの表として置いておくということで、引き続き御検討はいただくということですね。実際のところは環境省、農水省が協力して防除等に関わっていくということなんですけれども、この辺に関して御意見あったらお願いします。

森本委員、この点についてですか。

【森本委員】 森本です。その扱いで結構です。

【石井座長】 荒谷委員、いかがでしょう。

【荒谷委員】 もうきりがないので僕もこれ以上は言いませんけれども、でも、それだったらこの被害の概要というところに特定外来生物で扱う被害の概要とか、取り上げる被害の概要とか、それくらいの説明があったほうがさすがにいいのではないかと思います。もうこれ以上言いません。

【石井座長】 ちょっとこれはこの表だけ切り出していますけれども、大きな表の中の一部ということなので、修正するにはかなり大変なのかもしれません。委員としては検討をお願いしたいということにしておきたいと思っています。

それでは、それよりまず先に、両種を本当に特定外来生物に指定するのかどうか、こち

らの本質のほうを議論していただきたいと思います。

順番に行きたいと思うんですけども、ツヤハダゴマダラカミキリについてまず行きましょうか。御説明があったことに関してですけども、御意見、御質問等あったらお願いします。

平井委員、先に挙手されていましたよね、お願いします。

【平井委員】 両種に関して、2点あります。関連する2点なんですけれども、1つは、クビアカツヤカミキリがそうだったんですけども、植栽された木にはよく入るんですけども、自然の中の木にはほとんど入らないという現象が現在も多分続いていると思うんですけども、この2種に関しては、自然木で見つかった例はあるのかということと、もう1つは、クビアカのとくもそうだったんですけども、海外の文献からすごい大量の寄主植物の候補が挙げられていたんですけども、結局はサクラとその類する植物のみということでしたけれども、このツヤハダゴマダラカミキリも、関西で見ている限りはアキニレを専ら食べているという感じがするんですが、本当に自然木に対していろいろなものに広がっていく可能性というのはあるのでしょうかというところを教えてくださいませんか。

【石井座長】 大事なところなので、順番に一種一種と思ったんですけども、両種ともということですけども。それでは御説明、環境省あるいは農林省のほうからお願いします。

【高瀬補佐】 環境省の高瀬です。特にサビイロについてはおっしゃるとおり、まだ街路樹を中心にみつまっているということですけども、今後侵入していく可能性はあるという点で、生態系への被害を懸念するという点で考えておりますけれども、自然研さん、もし情報があれば補足等いただければと思います。

【事務局】 自然研の石塚から補足の説明をさせていただきます。

まず、両種とも植樹しているものしか被害を及ぼしていないのではないかという点については、ツヤハダゴマダラカミキリに関しては、植樹されているアキニレ等の食害というのも確認されていますが、一方で、河川敷のヤナギ林などでも被害がある程度確認されているという報告がございます。そして、サビイロクワカミキリに関しては、入っている樹種が限られておりまして、また、その樹種についてもイヌエンジュで、道路の緑化樹として使われているというようなことから、植樹された木中心というようなことになっております。

以上です。

【石井座長】 平井委員、よろしいでしょうか。

【平井委員】 ツヤハダに関しては、では、既に自然界への侵入も認められているということですね。

【事務局】 そうです。河川敷のような植樹で管理されているようなもの以外のところまで入っているというような形です。

【平井委員】 結構生態系への影響も大きいという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 そうというようなことから、こちらのほうの資料には書き添えている状況です。

【平井委員】 分かりました、ありがとうございます。

【石井座長】 ほかに御意見あったらお願いします。小野委員、お願いします。

【小野委員】 ツヤハダのほうなのですが、資料の2ページの一番上のところに在来のゴマダラカミキリとの繁殖干渉の可能性が確認されていると、この悪影響が懸念されるとありますが、私はここが一番重要じゃないかと思っているのですが。これは1つのグループの種あるいは亜種でしょうかね。遺伝子の解析なんかもあるのですね。ですから、日本の在来種とのいろいろそういう遺伝的な問題とかが将来起こり得る気がします。クワガタなんかでもそういうことはあるのかもしれませんが。サビイロのほうとはすこし次元が違うかもしれないのです。私は両方とも指定に賛成なのですが、この辺のことを甲虫の専門家さんがいらしたらちょっと御説明いただけるとありがたいんですが。

【石井座長】 そうですね。今の部分も含めてですけれども、吉富委員のほうから御説明をある程度、理解の範囲で教えていただければと思うんですけれども。

【吉富委員】 そうですね、ここに書かれているように遺伝的な攪乱が生じるということは報告されていますし、今後定着してしまった場合は、例えば雑種とかができてしまう可能性があったとして、これはちょっと質問になってしまうんですけれども、その場合はどうなるのかなというのがちょっと私は質問しようかなと思っていたところなんですけれども。とにかくは、そうですね、現在の知見ではそういう繁殖干渉みたいなことが起こっているという報告があるということです。

【石井座長】 私のほうから割り込んで申し訳ないです。お聞きしたいんですけれども、かなりゴマダラカミキリと形態的に類似しているということがあるわけですよ。それで、今のように交雑も起こるというようなことを考えると、まず特定外来生物に指定する

前提として、このツヤハダゴマダラカミキリが本当に日本に元々いたものではないのかどうかという観点ですよね。ここをちょっと押さえておきたいんですけども、この辺については吉富委員はどんなふうにお考えでしょうか。

【吉富委員】 ちょっと前にカミキリの専門家に聞いたことがあって、明らかにもうこれまで日本に元々いたというものではないというのは間違いないようです。ただ、種としてそれがどうなのかというところは、また別問題が生じるかもしれないということはちょっと聞いています。

【石井座長】 分かりました。交雑の可能性も、したがってあってということですね。

吉富委員が聞かれた交雑した場合はどうなるかって、どういう質問なんでしょうか。

【吉富委員】 ニホンザルとタイワンザルの交雑個体というのは、外来生物法的には多分駆除の対象になると思うんですけども、それと同じような形で、もしも在来のゴマダラカミキリとツヤハダゴマダラカミキリの交雑個体が生まれた場合は、当然外来生物法に則った処置が行われるようになるということによろしいのでしょうかね。

【石井座長】 多分、先ほどの表にもう1回戻って、ちょっと書き方を変えなきゃいけないのかもしれませんが。これは環境省のほうから御説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。御指摘のとおり、現時点では交雑していない種を特定外来生物にしようという案でございますので、もしその交雑個体も含むのであれば、指定する時点で併せて交雑種も含む形で指定しないといけないんですけども、その場合、技術的に識別できるかどうかという点も観点としては出てきはするんですけども。自然研さん、もし交雑に関する知見があれば補足いただけますか。

【事務局】 自然研、石塚です。今回この資料を作っている時点で、生態的な影響として在来種のゴマダラカミキリへの繁殖干渉が実験下で確認されているというようなところまでの情報は得られたんですけども、我が国内で、もう既にゴマダラカミキリとツヤハダゴマダラカミキリが交雑していて、その交雑個体が産出されているような地域があるとか、そういったような個体が確認されたというようなところで、公式的な発表のあった情報というのが実は得られておりませんで、そこの部分はやはり書けずに、こういったような懸念というところでとどめたという経緯がございます。

【石井座長】 ということで、逆にこちらのほうが専門家会合なので、吉富委員のほうから、そういう証拠があるのかどうかという・・・。

【吉富委員】 すみません、私もちょっと言い方がよくなかったです。現在のところは確

認されていませんし、確認される可能性もあるかもしれないということで、ちょっと言うただけです。カミキリの専門家も、今のところ交雑は確認されていないということは言っていましたので。

【石井座長】 分かりました。だから、現時点では先ほどの資料3の書き方で問題なさそうという理解でいいですね。

【吉富委員】 そうだと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 今の点なんですけれども、ゴマダラカミキリも中国に分布すると思うので、中国では分布が重なっているのじゃないかと思うんですが。それから類推するに交雑はしないのではないかと思ったんですが、そういう知見はないんでしょうかね。

【石井座長】 これはまた自然研の石塚さんに振っていいですか。

【事務局】 自然研の石塚です。海外の分布の重なる地点での交雑の可能性ですとか、そういう実績については、申し訳ございません、今回の調査においてはそれに該当した文献ですとか情報というのは得られていない状況です。

【石井座長】 同じ種であっても地域差というのがあるので、どういう遺伝的な要素を持った個体群かによっても変わるので。中国で元々共存しているというのと、日本でどうなるかというのはちょっとまた違う話になってくるのかなというふうに思うんですけれども。まだその辺の知見はないという理解ですね。

荒谷委員、お願いします。

【荒谷委員】 ちょっと気になって、今、元論文をざっと見てみたんですけれども、元々繁殖干渉と書いてあるように、むしろこれは実験室下では余り交尾が成功しなかったという話で、4週間置いておいたら雑種はできたとは書いているようですけれども、むしろそれで両種のフィットネスが下がるのじゃないかということを取り上げている論文のように見えるので、積極的に交尾をして交雑個体ができるという話ではないような気がします。だから、交雑個体ができるおそれはあるけれども、現時点でそれを積極的に取り上げるかといったらちょっと懐疑的かなという気がしました。

以上です。

【石井座長】 読んでいただいてありがとうございます。ちょっと私は読む暇がなかったので、失礼して読んでいないのですが。ありがとうございます。

取りあえず、ツヤハダゴマダラカミキリに関しましては、先ほどの吉富委員からの御説明もありましたけれども、外来種と見てよいということです。被害の状況も資料の2にあるとおりということなので、今のところ方向として特定外来生物に指定して特に問題はないということなんですけれども。この辺について反対の意見と、または慎重にというような意見とがあったらお願いいたします。いかがでしょう。特にそういう御発言はないでしょうかね。

では、サビイロのほうに移りたいと思います。一部はサビイロクワカミキリについても議論していますけれども、こちらのほうについて御意見、御質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。

こちら少し、この委員の中ではカミキリに強そうな吉富委員に振りたいんですけれども。これも斑紋は資料2の説明を見る限りかなり分かりやすいので別種ということ、それから、最近入った外来種ということは認められそうなんですけれども、この辺の見解をお聞かせいただければと思います。

【吉富委員】 私はあまりこっちの資料については詳しくないんですけれども、外来種では間違いなくと思いますし、イヌエンジュとかにはかなり被害が出ているという報告が出ていますので。ただ、先ほどのツヤハダゴマダラに比べると、さほど広がりが遅いのかなというところと、あとは、被害を与えている木に関しても限定的なのかなというところは感じているので、もしもどっちかというふうに選べというのであれば、もうツヤハダゴマダラは指定は問題ないと思うんですけれども、こちらはちょっとどうかなというところは、個人的には思います。

【石井座長】 指定を見送ってもいいのではないかと、そういうことでしょうか。

【吉富委員】 はい。

【石井座長】 ほかの皆様はいかがでしょう。

荒谷委員、お願いします。

【荒谷委員】 こいつは割と、ぱっと見異国情緒があって格好いいせいなのか、結構売りに出たりしているんですね。それがちょっと気持ち悪いなという気がして。それを取り締まるのは、特定外来としては1つあるのかなという気はちょっとします。ただ、被害の部分については、今吉富さんがおっしゃったように、これはそんなにひどくないなという実感もあって、ちょっとその辺痛しかゆしなんですけれども。販売されているという事実があるというところはちょっと気になるなというところなんです。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。ほかの意見はいかがでしょうか。

私の意見としては、今がそうだからといって、というか、ツヤハダゴマダラカミキリとサビイロクワカミキリの入ったタイミングというのが実際よく分からなくて、これからサビイロのほうも広がっていく可能性もあるのかもしれないし、寄主を広げていく可能性もあるということで、予防的な考え方から言ったら指定するのが適当だと思っているんですけども。

この辺、吉富委員、いかがですか。

【吉富委員】 積極的に見送るべきだということではないですし、先ほど荒谷さんがおっしゃったように、ネットで生きているものが売られているとかという状態だと、予防策を今のうち取るべきだと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。

小野委員、お願いします。

【小野委員】 書類では街路樹が強調されていますけれども、やはりこの最後のところ、「森林域に侵入定着」というところはやはり重要だと思います。先ほども言いましたけれども、先手を打って指定していいのではないかと私は思います。

それともう1つ、エンジュというのは多分外来種ですよ。中国で（このカミキリにより）ものすごい被害があるのが多分エンジュだと思います。イヌエンジュのほうは多分分布が広いので、森林の生態系に入っていくということがあるかもしれませんけれども、どうなのでしょう、この辺は林野庁の方にちょっとお伺いしたいのですけれども。例えば、エンジュも駆除するというような考え方というのはあるのでしょうか。

【石井座長】 イヌエンジュとエンジュについてですけれども、林野庁のほうから何かございますか。

【笠井補佐】 御指摘のとおり、エンジュは外来種であって、イヌエンジュは元々日本に自生している在来種ということになります。どちらも駆除するかというと、やはりそういう外来カミキリが入った木については当然駆除の対象になるというふうに認識しています。ただ、外来種であるエンジュについては日本の森林には自生していないので、森林域でエンジュが害されるということは、今のところ想定していません。ただ、イヌエンジュについては少数ですけれども生えていますし、森林なのか農地なのかちょっと微妙な、昔畑だったところが今作らなくなったところに結構イヌエンジュが植えられている場所もあ

るような話は聞いているので、そういったところでの繁殖が多くなることを懸念しているところでは。

以上でございます。

【石井座長】 ありがとうございます。小野委員、よろしいですか。

【小野委員】 御説明のとおりだと思います、ありがとうございます。

【石井座長】 したがって、両種とも特定外来生物に指定という御提案のとおりというふうに進めたいところだと私は考えているんですけども、五箇委員、発言ないですけども、何か御意見あったらお願いします。

【五箇委員】 すみません、カミキリムシ自体ちょっと私もそんなに明るくはないので判断に困るところもあると思うんですけども。そうは言っても、カミキリムシゆえに一旦入ってしまっただけで定着すればかなり被害とその分布は広がるだろうというのが予測されることもあって、リスク段階で侵入させない、あるいは初期防除に徹するという意味では、今のうちに特定外来生物に指定するというのもありだろうというふうに思います。正直なところ、何というかリスクだけで入れ続けていたら切りもなかろうというところなんですけども、本来的には、これもちょうと議論からは逸脱しますが、やっぱり外来生物の防除の基本としてはホワイトリストというのがベストで、基本、外来のものは全部危ないものと決めつけた上で慎重に入れ方を検討するというのがやり方としては正しく、今、この段階でいろいろとリスクが懸念されているというのであれば、指定した上で入れさせない、広げさせないという1つの予防策の要にするというのはありかというふうに思います。ただ、環境省としてはこれ以上増えてしまって、対応という部分が増えるのも困るという話もあるかもしれませんが。ただ、得られている情報としては、そういったリスクとしては十分予測もされるということもあるということと、いかんせんやっぱりこういった外来種というのは環境が変わることでそういったパフォーマンスがどう変わるかということも分からないので、本質的にこの法律は1回指定しちゃったものは外せないというか、どの法律もそうでしょうけれども、何か分かってきたらそういったものを見直すというプロセスがあるともうちょっと楽なんですけれども、今それがないから慎重になっている。でも、慎重になるがゆえに、抑えられるものが抑えられなかったという事例をつくってしまうのもまずいということもあるので、私としては指定するという点に関しては問題ないというか、この起案に関しては賛成しているというところでは。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。私もほぼ同じ見解です。日本の外来生物法はホワイティスト方式を取らなかったのが、今さら言ってもちょっと無理かもしれませんけれども。

ほかの委員の皆様、特に反対という御意見があったら伺っておきたいと思います。2種の特定外来生物の指定についてということですが、御意見も特にないでしょうか。

それでは、親検討会のほうで実際には決めることになると思いますけれども、ここではそのような方向で了承するかどうかということです。よろしいですか、御意見がほかにならなければ、当専門家グループ会合として、ツヤハダゴマダラカミキリ、それからサビイロクワカミキリ、これを資料2の評価の理由、先ほど記載がありましたけれども、これに基づきまして特定外来生物に選定するという結論にしたいと思います。

皆さん、よろしいですね。

(異議なし)

【石井座長】 では、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【高瀬補佐】 環境省からは特段ございません。

【石井座長】 分かりました。

では、この専門家グループ会合として、先ほどのような結論ということで、2種の指定について賛成することによってさせていただきたいと思います。

ほかに委員の皆さんから御意見等ありますか。特にないですね。

ないようでしたら、予定されていた議事はここまでということでございますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】 石井座長、ありがとうございました。

環境省さん、いかがでしょうか。

【高瀬補佐】 環境省です。当室室長から一言コメントさせていただければと思います。

【大林室長】 大林です。今日は議論をありがとうございました。

ツヤハダとサビイロに関しましては、これで親検討会のほうに今のグループ会合の様子をお伝えしつつ、指定の方向に向けて検討していただきたいというふうに思っております。

また、クビアカツヤカミキリにつきましては、逆に防除に関する宿題をいただいたと

いう認識でおりますので、ツヤハダゴマダラカミキリを含めて、農水省さん、林野庁さんと今後の防除に向けて一緒に協力してやっていくということが大事なと認識いたしました。

議論を1時間また、座長につきましては会の進行をありがとうございました。これで本日の会合は締めさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第13回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（昆虫類等陸生節足動物）は閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以上